事務事業ID 0179

平成 30 年度

# 事務事業評価シート

平成 30 年 5 月 25 日作成

事務事業名 自立支援		支援医療(更生医療)給付事業					□ 実施計画登載事業				□ 総合戦略登載事業					
政		政策名	0 2 <sup>安,</sup>	心が確	[保されたま]	ちづくりの推進			事業其	間		会計		[科 [ 項	目	事業
策体					皆(児)支援の充実			□ 単年度のみ				0.1	0.0	0.1	0.0	
系		基本事業名		祉サー	-ビスの充実				<b>年度繰返</b> (開始 平6	<b>龙18 年</b> 月	<b>₹</b> ~)	01	03	01	02	11
	相	拠法令	障害者の日	常生活	及び社会生活	を総合的に支援す	るための法律			, , , , ,	,		事務事	業区	区分	
١,	沂	部課名課長名	生活福祉部地域福祉課 三上 護					│ □ 期間限定複数年度 □ □【計画期間】			A 政策事業					
	属	係 名	障害福祉		j		-27-3111	$\frac{1}{1}$	年度		年度		施設管理 −般(1~₄			等
車	黎:		金野しま				186 数年度事業は全		計画欄の終			$\sim$				. 7. \
身	体の	つ障害を除去り	スは軽減し目	常生活	舌を容易にす	るため、世帯の課	数十尺事末は3 見税状況により医療			部を支	王1本計	計画(※期間限定			複数年度のみ)	
		。主な対象医 ※終内容は #					へ判定佐頼をする	頼をする。県より判定書を受理し				が 財 新漢 佐川 支出会				
た	後、	所得状況等調	査し、受給	者証を	発行する。指	定医療機関より国	民健康保険団体	9 る。 県より刊足者を支達し 団体連合会または社会保険			投業内地方					
		服酬支払基金を とは医療費の-					源は国から2分の	)1	から4分の1.	入 の色相 量	費訳		その他 般財源			
		る。	DDAC OF		コ貝巨帜が牲	MATERIA VOS XI	10水は国から2万で	71、7T/	/*/J4 <i>J</i> J v/11			事業費	計 (A)			0
										千			位事人数 務時間			
										円			計 (B)			0
											トータ	ルコス	<b>├</b> (A)+(B)			0
		状把握の部														
		務事業の目 段(主な活動							活動指標	/ 市 改 市 米 の	T = 1 = + =	± -++5-4m	`			
		·段(土は酒男 <mark>度実績(前年</mark>		と主な	活動)			3	/白 刬 田 保	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		友9 括標.	)		単位	Ī.
申	請力	内容(医師意見	と書)を審査権	機関で	ある県が要否	判定を行い、判定	E結果等に基づ	ア	申請件数	(レセプト件	:数)				件	
ざる。		医原稻何状	Eする。世帝	·0.7.P.T.传	<b>非次況に応し</b> (	、日口負担上限額	質が定められてい		7 11111 331							
		度計画(今年						1								
						が増加傾向にあた場合、国保から		ゥ								
		景費の10割をす				/C勿日、四水//*		<u>6</u>	対象指標	(対象の大き	きを表す指	標)				
		象(誰、何を								名					単位	<u>Ī</u>
		算害者手帳の? ほたは職業能力				で、その障害につ	いて日常生活	カ	力 身体障害者手帳所持者数(18歳以上)						人	
,,_	. • •	( - ) / ( / ( / ( / ( / ( / ( / ( / ( / ( /	V - 24					7/ +								
<u> </u>	**	図(この事業	:1	分色 2	とじこ亦って	<b>Ω4</b> \)										
						ひか) または機能の維持	fを図るための経	7								
済	的負	負担を軽減する	5.					7	成果指標			達成度を表	表す指標)		224 7.1	
								7			称				単位	<u>L</u>
						どのように貢献	(するのか)	\ \ \	支給決定位	牛数 					件	
障	害者	<b>針が自立した日</b>	日常生活を迫	きること	ができる。			<b>   </b> シ	1件当たり	医療費負担	旦軽減額	頁			円	
(0	4/1	事業費•指標	画生の批判	7				\^								
(2	/ 1 VC	· 于不良 " 旧作	示すり作物		年度単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年	度(実績)	30年度(	目標)	31年	度(目標)	32	年度(	目標)
		財国庫支出			千 円	4,715	5,761		6,649		7,920		7,920		7	7,920
	事	源加力信	<b>支出金</b>		千円千円	2,357	2,880		3,324		3,960		3,960		3	3,960
也	業費	その他			千 円	_										
投入	^	一般知源	費計(A)		千 円 千 円	2,359 9,431	2,883 11,524		3,326 13,299		3,960 5,840		3,960 15,840			3,960 5,840
量	人	正規職員従事	事人数		人	1	1		1	1	1		1		10	1
	件費	延べ業務時間 人件費計(B			<u>時間</u> 千円	210 840	210 840		200 800		200 800		200 800			200 800
			ァ スト(A)+(B)	1	千 円	10,271	12,364		14,099	1	6,640		16,640		16	6,640
				ア	件	62	60		332		390		390	)		390
		⑤活動指標	票	イウ										-		
				<u>ワ</u> カ	人	1,693	1,643		1613		1650		1650	)		1650
		⑥対象指標	<b>亜</b>	+		1,000	1,010		1010		1000		1000			
				ク												
		e	_	サ	件	62			332		390		390			390
		⑦成果指植	崇	シス	円	152,100	192,000		40,100	4	40,700		40,700	)	40	0,700

0179

事務事業名 自立支援医療(更生医療)給付事業

### (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

## ① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

昭和24年に身体障害者福祉法が制定され、同法により市町村で給付決定をすることと規定されているため、昭和27年に市制施行が行われると同時に事業を 開始した。

## ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

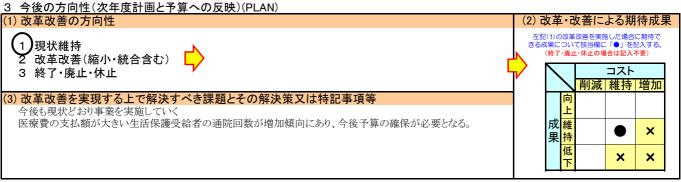
・平成18年4月に身体障害者福祉法から障害者自立支援法へ制度移行となった。平成25年4月には障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称変更となったが、更生医療に関して制度上の変更点は無い。

・生活保護受給者が平成24年度途中から更生医療(人工透析)の給付を受け始めたことから、支給額が大幅に増加している(生活保護世帯が更生医療を利用した場合、国保から 脱退しているため医療保険が利用できないことに加え、生活保護制度は他法優先のため、当事業から医療費の10割を支出する必要がある)。

#### ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか? 特になし

2 評価の部(SFE)\*原則は事後評価。ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<ul><li>□ 見直し余地がある ⇒【理由】 □</li><li>□ 結びついている ⇒【理由】 □</li></ul>
	この事務事業の目的は当市の政策体系に 結びつくか?意図することが結果に結び ついているか?	身体障害者の障害の改善、または機能の維持を図るための支援である。
	② 公共関与の妥当性	<ul><li>□ 見直し余地がある ⇒【理由】</li><li>□ 妥当である ⇒【理由】</li></ul>
	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている義務的経費である。
	③ 対象・意図の妥当性	□ 見直し余地がある ⇒【理由】 つ
	対象を限定・追加すべきか?意図を限 定・拡充すべきか?	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「自立支援医療費の認定について(平成18年3月3日付障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき、実施している
有効性評価	④ 成果の向上余地	<ul><li>□ 向上余地がある ⇒【理由】</li><li>□ 向上余地がない ⇒【理由】</li></ul>
	成果を向上させる余地はあるか?成果の 現状水準とあるべき水準との差異はない か?何が原因で成果向上が期待できない のか?	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業であるため、法改正以外に成果の向上は考えにくい。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<ul><li>影響無 ⇒【理由】</li><li>▼ 影響有 ⇒【その内容】</li></ul>
	事務事業を廃止・休止した場合の影響の 有無とその内容は?	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制度のもとで実施している事業であり、廃止・休止することは身体障害者の社会参加、日常生活の自立を妨げるものであり、権利を大きく侵害することになる。
価	⑥ 事業費の削減余地	削減余地がある → 【理由】 □
	成果を下げずに事業費を削減できない か?(仕様や工法の適正化、住民の協力 など)	医療費の単価は国が定めており、市単独で削減するのは困難である。生活保護を受給している者が対象となると費用の全額を賄わなければならない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<ul><li>□ 削減余地がある ⇒【理由】 ¬</li><li>□ 削減余地がない ⇒【理由】 ¬</li></ul>
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げすにより正職員以 外の職員や委託でできないか?(アウト ソーシングなど)	担当職員数は1名であり、事務手続等も電算化しており、削減の余地はない。
平	⑧ 受益機会・費用負担の適正 化余地	<ul><li>□ 見直し余地がある ⇒【理由】 ¬</li><li>□ 公平・公正である ⇒【理由】 ¬</li></ul>
性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて 不公平ではないか?受益者負担が公平・ 公正になっているか?	公平性の観点から、原則として医療費の1割が自己負担となっている。ただし、低所得者の負担を軽減するために、世帯の所得状況により段階別に上限額(月額)を設定している。なお、生活保護世帯の自己負担上限額は0円(自己負担が発生しない)となっている。



#### 4 課長等意見

4 課長等意見 (1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容	
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	法令に基づき、継続して事業を適切に実施する。	
-	·	(   40.4   )